



第 7 回研究会資料

令和 2 年 6 月 2 6 日
自治行政局 国際室

【目次】

○ 新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策(一覧).....	2
○ 新しいコロナウイルスの病気で仕事や生活の状況が変わってしまい, 困っている人を助ける仕組み(やさしい日本語)....	4
○ 在留外国人等に対する支援策	
(法務省支援策)	
①申請受付機関及び申請に係る審査結果の受領期間の延長について.....	9
②帰国困難者に対する在留諸申請及び在留資格認定証明書交付申請の取扱いについて.....	10
③新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて.....	11
④新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について..	13
⑤新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた留学生への対応について.....	14
⑥新型コロナウイルス関連の情報提供等に対する外国人受入環境整備交付金の活用について.....	15
⑦新型コロナウイルス感染拡大により困難を抱える外国人材の受入れ支援体制強化.....	16
(厚生労働省支援策)	
・ ハローワークにおける外国人労働者に係る相談支援体制等の強化.....	17
(JNTO支援策)	
・ 外国人旅行者向けコールセンター.....	18
○ ホームページでの情報発信	
・ 外国人生活支援ポータルサイト(法務省).....	19
・ 多文化共生ポータルサイト(自治体国際化協会).....	20
○ 都道府県・指定都市等の取組状況.....	21
○ 佐賀県国際交流協会の取組.....	22
○ 新型コロナウイルス感染症対応に関し避難所において留意すべき事項.....	23

新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策①（外国人への支援）

入管庁作成資料

〔生活維持に係る支援〕

特別定額給付金

- 簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計に対する支援を実施。給付対象者1人につき10万円を支給
- 対象者：住民基本台帳に記録されている者（中長期在留者等の外国人を含む。）

子育て世帯への臨時特別給付金

- 児童手当（本則給付）を受給する世帯に対する支援。児童1人につき1万円を支給
- 対象者：児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童を含む。）（中長期在留者等の外国人を含む。）

高等教育修学支援

- 家計が急変した学生等に対する授業料減免や給付型・貸与型奨学金を通じた支援
- 対象者：授業料等の支払いが困難である学生（外国人のうち、特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のうち永住する意思があると認められた者を含む。外国人留学生については、別途奨学金制度を通じて支援）

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料の減免等

- 感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）等の減免を行った市町村等への支援
- 対象者：国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

国民年金保険料の免除

- 感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民年金保険料の免除
- 対象者：国民年金の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払猶予等の要請

- 感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者的要請
- NHK受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施。
- 対象者：電気・ガス・電話・水道・NHK受信契約の契約者（中長期在留者等の外国人を含む。）

個人向け緊急小口資金等の特例貸付

- 【緊急小口資金】
- 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の小口の貸付（貸付上限額：20万円以内）
- 対象：休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（中長期在留者等の外国人の世帯員がいる世帯を含む。）

【総合支援資金】

- 生活の立て直しが必要な場合に継続して支援（2人以上世帯20万円以内。原則3か月以内）
- 対象：低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯（中長期在留者等の外国人の世帯員がいる世帯を含む。）

住居確保給付金の対象範囲の拡大

- 離職等や自己の責に帰さない理由等による就業機会の減少により経済的に困窮し、住居を失った者又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給
- 対象者：離職・廃業後2年以内又は休業等により、収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者で、給付要件を満たす者（中長期在留者等の外国人を含む。）

公営住宅等の入居者等への柔軟な対応

- 公営住宅について、事業主体に対し、既入居者に対する家賃支払いの猶予、家賃減免等の負担軽減措置や、入居希望者に対する保証人の免除など、入居要件の弾力的取扱いなどの柔軟な対応を要請
- UR賃貸住宅について、生活困窮者に対する行政窓口の紹介や、滞納家賃の分割支払いの協議など、柔軟な対応を実施
- 対象者：公営住宅・UR賃貸住宅の入居者・入居希望者（中長期在留者等の外国人を含む。）

〔事業継続に係る支援〕

※青字をクリックするとHPに飛びます

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- 地方自治体が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

持続化給付金

- 売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給（法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

国税・地方税徴収の猶予制度の特例

- 収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を措置。令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税・地方税について適用
- 対象者：感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期比概ね20%以上減少しており、一時に納税することが困難な者（中長期在留者等の外国人を含む。）

中小事業者等が所有する事業用家屋及び設備等に係る固定資産税等の軽減措置

- 厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び設備等に係る固定資産税及び都市計画税を事業収入減少の程度に応じてゼロ又は1/2とする税制措置。
- 対象者：令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、30%以上減少している者（中長期在留者等の外国人を含む。）

〔就労維持に係る支援〕

雇用調整助成金の特例措置の拡大

- アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大
- 休業手当（6割以上）に対する助成率の引上げ（最大10割）（要請を受けた中小企業に限る。）
- 対象：感染症の影響を受ける事業主（中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。）

実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等に対する就労の維持

- 解雇等された外国人の情報を職業紹介機関に提供することによる迅速かつ効率的なマッチング
- 在留資格「特定活動（就労可）」の付与、ニーズが高い他分野や特定技能への円滑な移行支援
- 対象者：感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等

〔在留関係諸申請に係る取扱い〕

申請受付期間・審査結果受領期間等の延長

【申請受付期間の延長】

- 在留資格変更許可申請・在留期間更新許可申請等の受付を在留期限から3か月後まで延長
- 対象者：令和2年3月、4月、5月、6月又は7月中に在留期限を迎える在留外国人等

【審査結果受領期間の延長】

- 在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の審査結果の受領（在留カードの交付等）期間を通常在留期限の2か月から3か月間延長
- 対象者：在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請を既に行っている中長期在留者

【在留資格認定証明書の有効期間の延長】

- 在留資格認定証明書の有効期間を6か月間に延長

帰国困難者等への対応

- 感染症の影響による帰国困難者等につき、在留・就労等の継続を可能とする許可

新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策②（受入れ機関への支援） 入管庁作成資料

〔雇用維持・事業継続に係る支援〕

※青字をクリックするとHPに飛びます

雇用調整助成金の特例措置の拡大

- アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大
- 休業手当（6割以上）に対する助成率の引上げ（最大10割）（要請を受けた中小企業に限る。）
- 対象：感染症の影響を受ける事業主（中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- 地方自治体が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

持続化給付金

- 売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給（法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

〔資金繰りに係る支援〕

中堅・大企業の資金繰り支援

- 指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫が、日本政策金融公庫によるツーステップローンを通じて危機対応業務等を実施
- 対象：中堅企業、大企業（外国人を雇用する企業を含む。）

実質無利子・無担保融資

【政府系金融機関等による実質無利子・無担保融資】

- 感染症の影響を受けて業況が悪化した中小企業・小規模事業者等に対し、日本政策金融公庫等による新型コロナウイルス特別貸付、商工組合中央金庫による危機対応融資を実施。これらを利用した事業者のうち、特に売上高が急減した事業者は、当初3年間実質無利子・無担保の対象となる。
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

【民間金融機関による実質無利子・無担保・保証料減免融資】

- 感染症の影響を受けて業況が悪化した中小企業・小規模事業者等のうち、都道府県等による制度融資においてセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用した事業者に対し、民間金融機関による実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を実施。融資額3,000万円を上限に、保証料を全期間1/2又はゼロ、金利を当初3年間ゼロとする。
- 対象：中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

〔税制措置、支払猶予等〕

国税・地方税徴収、厚生年金保険料等の納付の猶予制度の特例

- 収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収・納付猶予できる特例を措置。令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税・地方税・厚生年金保険料等について適用
- 対象者：感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期比概ね20%以上減少しており、一時に納税（付）することが困難な者（外国人を雇用する企業を含む。）

中小事業者等が所有する事業用家屋及び設備等に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

- 厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び設備等に係る固定資産税及び都市計画税を事業収入減少の程度に応じてゼロ又は1/2とする税制措置。
- 対象者：令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、30%以上減少している者（外国人を雇用する企業を含む。）

電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払猶予等の要請

- 感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者に要請
- NHK受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施。
- 対象者：電気・ガス・電話・水道・NHK受信契約の契約者（外国人を雇用する企業を含む。）

令和2年5月27日現在

新しいコロナウイルスの病気で仕事や生活の状況が変わってしまい、困っている人を助ける仕組みを紹介します。

【生活を助ける】 特別定額給付金

- 生活のためのお金をもらうことができます。もらうことができるお金は1人10万円です。
- もらうことができる人：4月27日に、住民基本台帳<住んでいる地域の役所が作成している住民リスト>にのっていた人（住んでいる場所を住んでいる町の役所に知らせている人）。
- 申し込み方：住んでいる町の役所から申し込むための紙が家に届きます。それを書いて郵便で送り返します。マイナンバーカードを持っていればインターネットで申し込むこともできます。
※住んでいる町の役所が申請の受け付けを始めた日から3か月後までに申し込んでください。
詳しいことは、住んでいる町の役所に相談してください。

コールセンター：0120-260-020（毎日午前9時から午後8時まで）

（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

子育て世帯への臨時特別給付金

- 「児童手当」をもらっている人は、子ども1人あたり1万円もらうことができます。
- もらうことができる人：2020年3月か4月分の「児童手当」をもらっている人。
- 申し込み方：もう「児童手当」をもらっている人は、新しく申し込まなくてもいいです。

令和2年5月27日現在

コールセンター：0120-271-381

（午前9時から午後6時半まで（土、日、祝日を除く））

（内閣府ホームページ）

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou_coronavirus.html

高等教育修学支援

- 学校に払うお金（授業料など）に困った学生を助けます。授業料が安くなったり、奨学金をもらったり、借りたりすることができます。
- もらうことができる人：学校に払うお金に困っている人で、
 - ・在留資格が「特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の人
 - ・「定住者」の人ですと日本に住みたいと思っている人
- ※これ以外の在留資格の留学生には、奨学金制度を通じて生活を助ける仕組みがあります。
- 申し込み方：奨学金相談センターや学校に相談してください。

（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041_00003.htm

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料

- 新しいコロナウイルスの病気で生活の状況が変わって収入が少なくなった人は、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料を払うことを遅くしたり、払うお金を安くできます。
- 申し込み方：住んでいる町の役所に相談してください。

（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00001.html

国民年金保険料

- 新しいコロナウイルスの病気で生活の状況が変わってしまって、収入が少なくなった人は、国民年金保険料を払わなくていいです。
- 申し込み方：住んでいる町の役所に相談してください。

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11308.html

電気・ガス・電話・水道料金, NHK受信料

- 国は、電気・ガス・電話・水道の会社やNHK（テレビ局）にお金をもらうのを待つなどして、困っている人を助けるようにお願いしています。
- 申し込み方：お金を払っている会社に相談してください。

電気・ガス（資源エネルギー庁ホームページ）

<https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/>

電話（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000398.html

水道（法務省ホームページ）

<http://www.moj.go.jp/content/001320132.pdf>

NHK受信料（NHKホームページ）

【日本語】 https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jushinryo.html

【英語】 <https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/multilingual/english/index.html>

個人向け緊急小口資金等

【緊急小口資金】

- 生活費<生活するためのお金>がなくて、すぐにお金が必要な人に、しばらくの間、少しお金を貸します。
- 借りることができる人：新しいコロナウイルスの病気で仕事が休みになり、収入が少なくなった世帯<同じ家で生活のためのお金を一緒に使っている家族>。
※ 新しいコロナウイルスの病気で収入が少なくなったときは、仕事を続け

ている人も借りることができます。

- 借りることができるお金は、
 - ・ 子どもの学校などが休みになった人、個人事業主<個人で仕事をしている人>等は、20万円、
 - ・ その他の人は、10万円

までです。

※ 利子は0（ゼロ）です。保証人<あなたがお金を返せないときに、代わりに返すと約束する人>はいりません。

- 2年以内に返してください。（借りてからお金を返し始めるのは1年後でいいです。）
※ お金を返すとき、まだ収入が減ったままの「住民税非課税世帯」<収入が少なくて住民税が0（ゼロ）になる世帯>の人は、お金を返さなくてもいいです。
- 申し込み方：詳しいことは、住んでいる市区町村の社会福祉協議会か、労働金庫か取扱郵便局（5月28日から）に電話してください。
※ 郵便で申し込むこともできます。

コールセンター：0120-46-1999（毎日午前9時から午後9時まで）

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

【総合支援資金】

- 生活ができるようになるまで、生活に必要なお金を貸します。
- 借りることができる人：新しいコロナウイルスの病気で、収入が少なくなったり、仕事がなくなったりした世帯。
※ 新しいコロナウイルスの病気で収入が少なくなったときは、仕事を続けている人も借りることができます。
- 借りることができるお金は、
 - ・ 2人以上の世帯は、月20万円まで、
 - ・ 1人の世帯は、月15万円まで

までです。

※利子は0（ゼロ）です。保証人＜あなたがお金を返せないときに、代わりに返すと約束する人＞はいりません。

- 借りることができる期間は、3か月までです。
- 10年以内に返してください。（借りてからお金を返し始めるのは1年後でいいです。）

※お金を返すとき、まだ収入が減ったままの「住民税非課税世帯」＜収入が少なく住民税が0（ゼロ）になる世帯＞の人は、お金を返さなくてもいいです。

※はじめに「緊急小口資金」でもっとも多い20万円を借りたあと、まだ収入が減ったままのとき、さらに「総合支援資金」で、2人以上世帯に20万円まで、3か月間借りることができます。（もっとも多くて80万円）

- 申し込み方：詳しいことは、住んでいる市区町村の社会福祉協議会に電話してください。

※郵便で申し込むこともできます。

コールセンター：0120-46-1999（毎日午前9時から午後9時まで）

（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

住居確保給付金の対象範囲の拡大

- 新しいコロナウイルスの病気で困っている人は、しばらくの間、家賃をもらえます。
- もらうことができる人：・2年以内に、仕事をやめて、収入が減った人。
・仕事をやめて、収入が減った人と同じ様子の人。
- もらうことができるお金は、（東京都特別区の人のとき）
1人の世帯：53,700円、2人の世帯：64,000円、3人の世帯：69,800円です。
- もらうことができる期間は、3か月間です。

※仕事を探すことをまじめにしている人は、さらに3か月長くすることができます（9か月まで長くすることができます。）。

- 申し込み方：住んでいる市町村の自立相談支援機関に相談してください。

コールセンター：0120-23-5572（毎日午前9時から午後9時まで）

（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>

公営住宅等の入居者等への対応

【公営住宅】

- 国は、公営住宅を貸している町に
 - ・公営住宅の家賃が払えなくなって困っている人に対して、家賃の支払いを遅くしたり、家賃を安くしたりすること
 - ・新しく公営住宅を借りたい人が、簡単に公営住宅を借りることができるようにすること
 などをお願いしています。
- 問い合わせ先：詳しいことは、住んでいる町の役所に相談してください。

【UR賃貸住宅】

- 家賃が払えずに困っている人を助ける仕組みを教えてください。また、家賃を払う回数を多くして少しずつ払う仕組み（分割支払い）を使うことなどを相談することができます。
- 問い合わせ先：詳しいことは、住んでいる町のUR都市機構のお店（住まいセンターなど）に相談してください。

（UR都市機構ホームページ）

https://www.ur-net.go.jp/emg/saigai/lrmhph000001ej0n-att/200424_osumainokata.pdf

【会社を助ける】

持続化給付金（ビジネスを続けるためのお金）

- 1年前の同じ月と比べて、稼ぐお金が50%以上減った小さな会社は、ビジネスを続けることができるように、お金をもらうことができます。
- もらうことができる人：小さな会社・・・最大200万円
1人でビジネスしている人・・・最大100万円
コールセンター：0120-115-570（午前8時30分から午後7時まで）
（5月・6月（毎日）、7月から12月（土曜日を除く））

（経済産業省ホームページ）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

国税・地方税

- 仕事などで稼ぐお金がとてもしなくなってしまうとき、2020年2月1日から2021年1月31日までに払う税金を1年間待ちます。
- すぐに払わなくてもいい人は、次の3つすべてに当てはまる人です（申し込みが必要）。
 - ・ 仕事に、新しいコロナウイルスの影響がある
 - ・ 仕事で稼ぐお金が、去年と比べてほしい20%以上減った（2020年の2月より後のどの期間でもいいので、1か月以上の期間を去年の同じときと比べる※）
- ※例えば、2020年3月1日から3月31日までを、2019年3月1日から3月31日までと比べる。
 - ・ すぐに税金を払うのが難しい
- 問い合わせ先
 - ・ 国の税金は、国税局猶予相談センターへ
 - ・ 都道府県の税金は、住んでいる都道府県の窓口へ
 - ・ 市町村の税金は、住んでいる市町村の窓口へ

国税（国税庁ホームページ）

【日本語】 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

【英語】 https://www.nta.go.jp/english/tax_payment/01.htm

地方税（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

中小事業者などの固定資産税等

- 新しいコロナウイルスの病気の影響で、稼いだお金が減った小さい会社や自分で仕事をしている人は、償却資産、または仕事に使うお店などの建物の固定資産税と都市計画税を減らします。仕事で稼いだお金がどれくらい減ったかによって、100%または50%の金額になります。
- 減らす人：2020年2月から10月までの間の連続3か月で、稼いだお金が去年の同じ頃※と比べて30%以上減った人
※例えば、2020年3月から5月を、2019年3月から5月と比べる。

相談窓口：0570-077-322（午前9時30分から午後5時まで）

（中小企業庁ホームページ）

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

【会社や働く人を助ける】

雇用調整助成金

- 仕事が減っても、雇っている人にしばらくの間休んでもらったり、トレーニングをしたりして雇い続けたときに、会社が雇っている人に払うお金の一部を、国が代わりに払います。
- アルバイトなど、会社の雇用保険に入っていない人を休みなどにしたときも払います。
- もらうことができる人：新しいコロナウイルスの病気で、仕事が減った会社
- 問い合わせ先：都道府県労働局またはハローワークへ
コールセンター：0120-60-3999
（毎日午前9時から午後9時まで）

（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

技能実習生や、特定技能外国人などが、今の会社で仕事ができなくなったとき

- 在留資格を働くことができる別の資格（「特定活動（就労可）」）と言います。に
かえて、別の会社で働けるようになります。
- あなたが仕事を探していることを、仕事を紹介する人に教えて、仕事を探してもらいます。
- 受けることができる人：新しいコロナウイルスの病気の影響で実習ができなくなった技能実習生や、会社が仕事をやめさせた特定技能外国人など

(法務省ホームページ)

http://www.moj.gov.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14_00008.html

[入管の特別なルール]

在留期限より長く日本にいたいとき・在留資格を変えたいとき

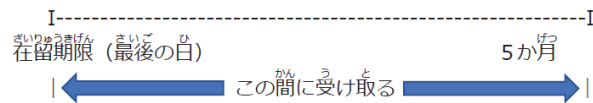
- 今の「在留カード」に書いてある在留期限が、2020年3月1日から7月31日までのときは、「在留カード」に書いてある在留期限から3か月が過ぎる日までに、入管に行って、書類を出すことができます。
※「特定活動（出国準備）」の在留資格の人は、特別なルールは使えません。
その人は新しいコロナウイルスが原因で、自分の国に帰ることができなくなったときは、在留期限が過ぎる前に、入管に行って、書類を出します。

(法務省ホームページ)

<http://www.moj.gov.jp/content/001319640.pdf>

入管に書類を出した後

- 「在留カード」に書いてある在留期限から5か月後まで、結果を受け取ることができます。



- ※「特定活動（出国準備）」の在留資格の人は、特別なルールは使えません。
新しいコロナウイルスで、自分の国に帰ることができなくなったときは、在留期限の前に、入管に行って、書類を出します。

(法務省ホームページ)

<http://www.moj.gov.jp/content/001319640.pdf#page=2>

日本に来るとき

- 在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）に書いてある日から、6か月が過ぎる前に、査証（ビザ visa）をもらって、日本に入ります。

(法務省ホームページ)

<http://www.moj.gov.jp/content/001316954.pdf>

自分の国に帰ることが難しいとき

- 新しいコロナウイルスの病気で、自分の国に帰ることが難しい人などは、そのまま日本にいたり、仕事を続けることができるようにしたりしています。

(法務省ホームページ)

<http://www.moj.gov.jp/content/001315948.pdf>

令和 2 年 5 月 1 2 日
出入国在留管理庁

申請受付期間及び申請に係る審査結果の受領（在留カードの交付等）期間の延長について

○申請受付期間の延長

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、感染拡大を防止する観点から、在留申請窓口の混雑緩和策として、3月、4月、5月、6月又は7月中に在留期間の満了日（注）を迎える在留外国人（「特定活動（出国準備期間）」で在留する外国人を除く。）からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等については、当該外国人の在留期間満了日から3か月後まで受け付けます。
（注）本邦で出生した方など3月、4月、5月、6月又は7月中に在留資格の取得申請をしなければならない方を含みます。
（注）在留期間の満了日以降は、再入国許可又はみなし再入国許可により出国することができないことに御留意ください。

○審査結果の受領期間の延長

在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請を既に行っている在留カードをお持ちの方（中長期在留者）について、審査結果の受領（在留カードの交付等）は、通常は在留期間の満了日から2か月後までですが、この期間を3か月延長します。

（注）空海港では、在留諸申請の受付及び処分は行っていないため、本来の在留期限等を経過している方が出国する場合は、あらかじめお住まいを管轄する地方出入国在留管理官署において、申請及び許可を受けていただく必要がありますので、御注意ください。

感染拡大防止のため、お急ぎでない方は、来庁をお控えください。

本ページはこちらに掲載しています→



新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちらに掲載しています→
（法務省ホームページ）



【東京出入国在留管理局からのお知らせ】

東京出入国在留管理局では、感染拡大防止の観点から、入場規制を行っています。入場できるまでの間、外でお待ちいただくこととなります。【各国語版】

[English]
Extension of the period for acceptance of applications and extension of the application examination results in order to prevent the spread of the novel coronavirus (COVID-19)



[简体中文]
关于申请受理期限及申请审查结果（在留卡交付等）领取期限延长告知



[繁体中文]
關於申請受理期限及申請審查結果（在留卡交付等）領取期限延長告知



[한국]
신청 접수기간 및 신청에 관한 심사결과의 수령 (재류카드의교부등) 기간의 연장에 대해서



[BahasaIndonesia]
Mengenai perpanjangan jangka waktu untuk penerimaan aplikasi dan pengambilan hasil pemeriksaan aplikasi (seperti penerbitan kartu residensi)



[Tiếng Việt]
Liên quan đến việc gia hạn thời hạn nộp đơn và thời hạn nhận kết quả thẩm tra liên quan đến nộp đơn (giao nhận thẻ cư trú v.v..)



[Tagalog]
Tungkol sa extension ng panahon ng pagtanggap ng aplikasyon at pagtanggap ng mga resulta ng pagsusuri na may kaugnayan sa aplikasyon (isyu ng residence card, atbp.)



[Portuges]
Sobre a extensão do prazo para recepção de solicitações e retirada (entrega de cartão de permanência e outros) do resultado de exames pertinentes as solicitações feitas



[नेपाली]
आवेदन लिने अवधि विस्तार तथा आवेदनको परीक्षा परिणाम प्राप्ति (रेसिडेन्स कार्ड जारी आदि) अवधि विस्तार बारे सूचना



1 帰国困難者に対する在留諸申請の取扱い

- ① 「短期滞在」で在留中の方
⇒ 「短期滞在（**90日**）」の在留期間更新を許可する。
 - ② 「技能実習」又は「特定活動（外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号)）」で在留中の方が、従前と同一の業務で就労を希望する場合
⇒ 「特定活動（**6か月・就労可**）」への在留資格変更を許可する。
（注1）「特定活動（インターンシップ(9号), 製造業外国従業員(42号)）」で在留中の方が、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合は同様に許可する。
 （注2）下記④により、「短期滞在」や「特定活動（6か月・就労不可）」が許可された方も対象。
 （注3）「特定活動（サマージョブ(12号)）」で在留中の方で、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更を許可する。
 - ③ 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合
⇒ 「特定活動（**6か月・週28時間以内のアルバイト可**）」への在留資格変更を許可する。
（注1）令和2年1月1日以降に教育機関を卒業（修了）した方に限られます。
 （注2）下記④により、「短期滞在」や「特定活動（6か月・就労不可）」が許可された方も対象。
 - ④ その他の在留資格で在留中の方（上記②, ③の者であって、就労を希望しない場合を含む。）
⇒ 「特定活動（**6か月・就労不可**）」への在留資格変更を許可する。
- ※ 上記①～④について、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能。

2 在留資格認定証明書交付申請の取扱い

- ① 在留資格認定証明書の有効期間に関する措置
⇒ 通常は「**3か月間**」有効な在留資格認定証明書を、当面の間、「**6か月間**」有効なものとして取り扱う。
 - ② 申請中の案件について、活動開始時期の変更希望が示された場合
⇒ **受入機関作成の理由書のみをもって審査する。**
 - ③ 再入国出国中に在留期限を経過した方など、改めて在留資格認定証明書交付申請が行われた場合
⇒ **申請書及び受入機関作成の理由書のみをもって審査する。**
- ※ 上記①～③について、新型コロナウイルス感染症の影響により予定に変更があった方を広く対象とする。

3 在留申請中に再入国許可により出国中の者への取扱い

再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により出国中である方が出国前に在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請又は永住許可申請を行っている場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国できないときは、**本邦にある親族又は受入れ機関の職員等による当該申請の許可に係る在留カードの代理受領を認めることとし、出国中の方が再入国許可による上陸申請を行うことを可能とする。**

① 本国への帰国が困難な方

⇒ 「特定活動（6か月・就労可）」又は「特定活動（6か月・就労不可）」への在留資格変更が可能です

※ 「特定活動（6か月・就労可）」は、従前と同一の業務で就労を希望する方に限ります。

（5月21日変更点：就労の可否にかかわらず、「特定活動（6か月）」としました。）

※ 帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です

② 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です

※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

③ 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

⇒ 特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です

【以下については技能実習2号を修了される方へのご案内です】

④ 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

⇒ 移行準備の間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です

※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、必要書類を簡素化しています

※ 「技能実習3号」を修了される方も対象となります

※ 既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能です

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html

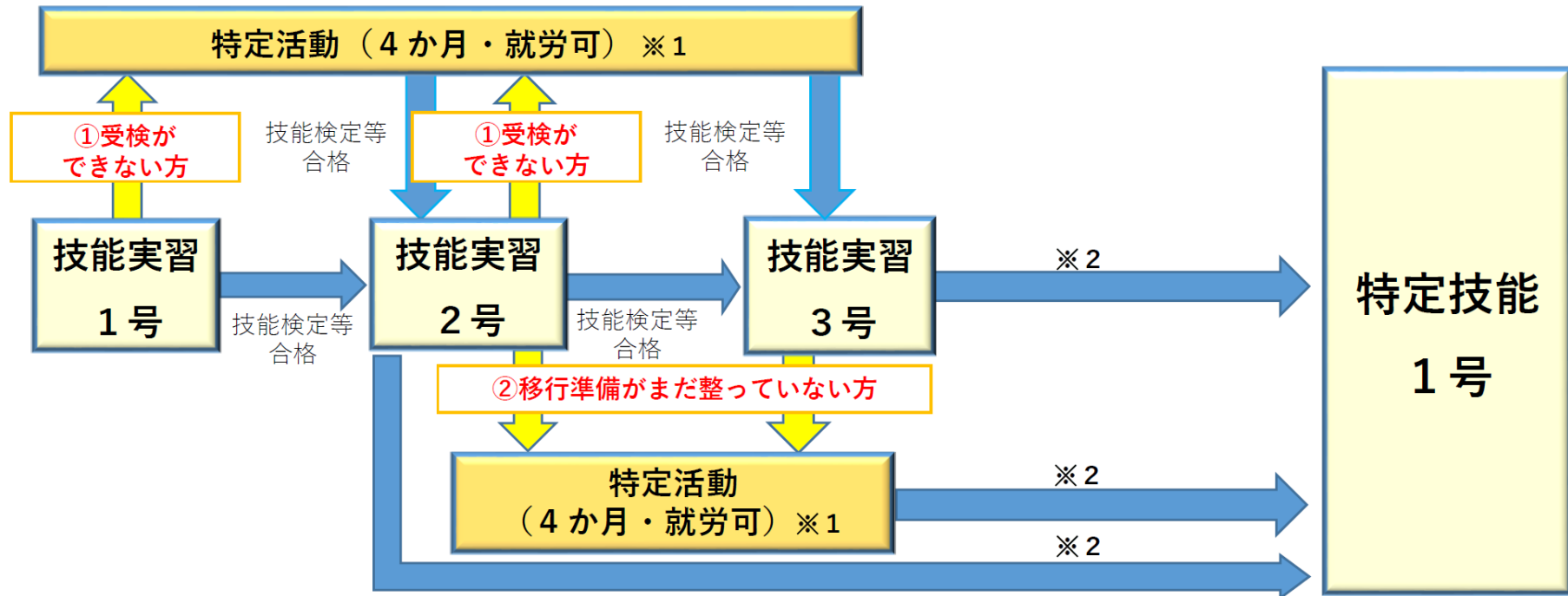
⑤ 「技能実習3号」への移行を希望される方

⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「技能実習3号」への在留資格変更が可能です

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html

1. 引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



2. 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です。

3. 本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、本国への帰国が困難な方は、「特定活動（6か月・就労可）」※3等への在留資格変更が可能です（帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。）。

※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。
 ※2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験（技能、日本語）が免除されます。
 ※3 従前と同一の業務で就労を希望する場合に対象となります（従前と異なる受入れ機関においても就労が認められます。）。

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について ～迅速かつ効率的なマッチングによる本邦での再就職の実現～

目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、在留資格「特定活動」を付与し、外国人に対する本邦での雇用維持をパッケージで支援する。技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野での就労促進も行う。

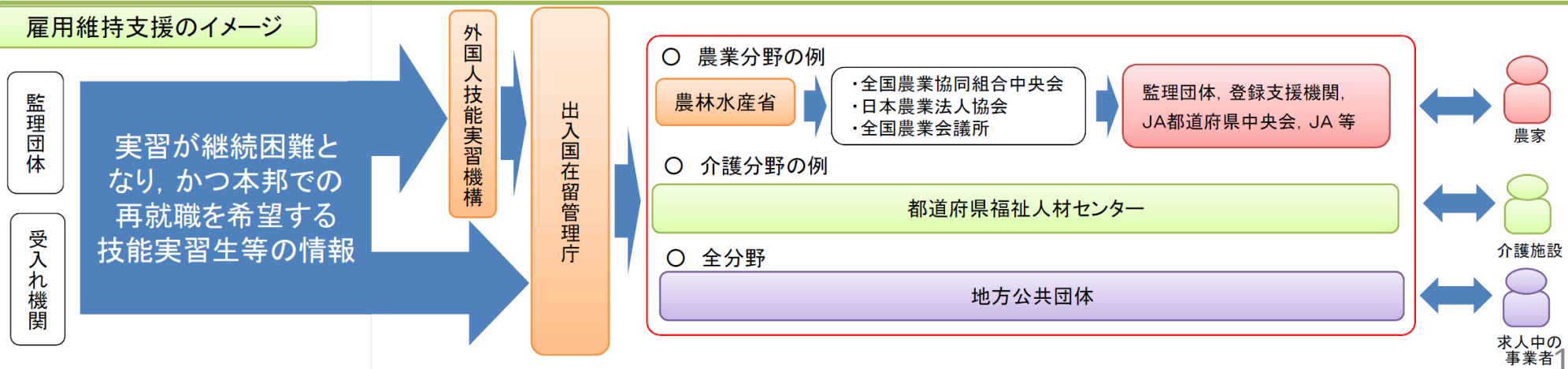
支援の概要

出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。また、出入国在留管理庁は、外国人在留総合インフォメーションセンター等と連携し、外国人からの各種相談に適切に対応する。

在留資格上の措置

- 在留資格「特定活動(就労可)」
 - 在留期間 最大 1年
 - 令和2年4月20日から実施
- 要件
- ・申請人の報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること
 - ・申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること
(希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る)
 - ・受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること(外国人の受入れ実績等)
 - ・受入れ機関が、申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること
 - ・受入れ機関等が、申請人に在留中の日常生活等に係る支援を適切に行うこと

雇用維持支援のイメージ



1 教育機関において引き続き教育を受ける場合

在留資格「留学」に係る在留期間更新許可を受け、引き続き教育を受ける活動を行うことが可能。

⇒ 現在在籍している教育機関から転籍等して教育を受ける場合やこれまで在籍していた教育機関でない教育機関で教育を受ける場合も更新可能。

⇒ 専ら日本語教育を受ける場合は通常2年間の在留が認められるが、これを超えて更新可能。

⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

2 教育を受ける活動を行わない場合

(1) 2020年に教育機関を卒業した方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合は、在留資格「特定活動(6か月)」への在留資格変更許可が可能。

⇒ 就労を希望する場合は、資格外活動許可を受けなくとも、1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

(2) 2020年に教育機関を卒業した留学生で「留学」の在留資格を有し、資格外活動の許可を受けている方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合

⇒ 卒業後であっても1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

3 卒業後の就職が決定している場合

要件を満たせば、在留資格「技術・人文知識・国際業務」等への在留資格変更が可能。

4 卒業後も引き続き本邦内において就職活動を行うことを希望する場合(大学、高等専門学校、専修学校専門課程を卒業した留学生に限る。)

在留資格「特定活動」に係る在留資格変更許可を受け、卒業から1年間就職活動を行うことが可能。

⇒ 通常、就職活動を行う場合は卒業から1年間の在留が認められるが、これを超えて更新可能。

⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

背景・経緯

- ◎ 新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されるところ、在留外国人への新型コロナウイルスに関する情報提供や相談対応を多言語で行うに当たっては、一元的相談窓口を活用することが効果的であると考えられる。
- ◎ そこで、地方公共団体が設置する一元的相談窓口において、在留外国人に対して新型コロナウイルスに関する情報提供や相談対応を多言語で行うための臨時に特別な体制を執る場合に要する経費について、令和3年3月末まで、交付限度額を倍増する。

※ 併せて、令和2年度外国人受入環境整備交付金の公募期間を令和2年12月28日まで延長します。

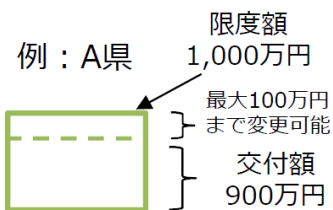
※ 本特例措置の対象事業として、本年4月30日以降に交付決定（変更承認を含む）を受けたものは、地方公共団体負担分について「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付対象となります。

交付金の活用による多言語対応等の充実

従来の対応

都道府県	1,000万円
市区町村	
外国人住民5千人～	1,000万円
外国人住民1千人～5千人未満	500万円
外国人住民5百人～1千人未満	300万円
外国人住民5百人未満	200万円

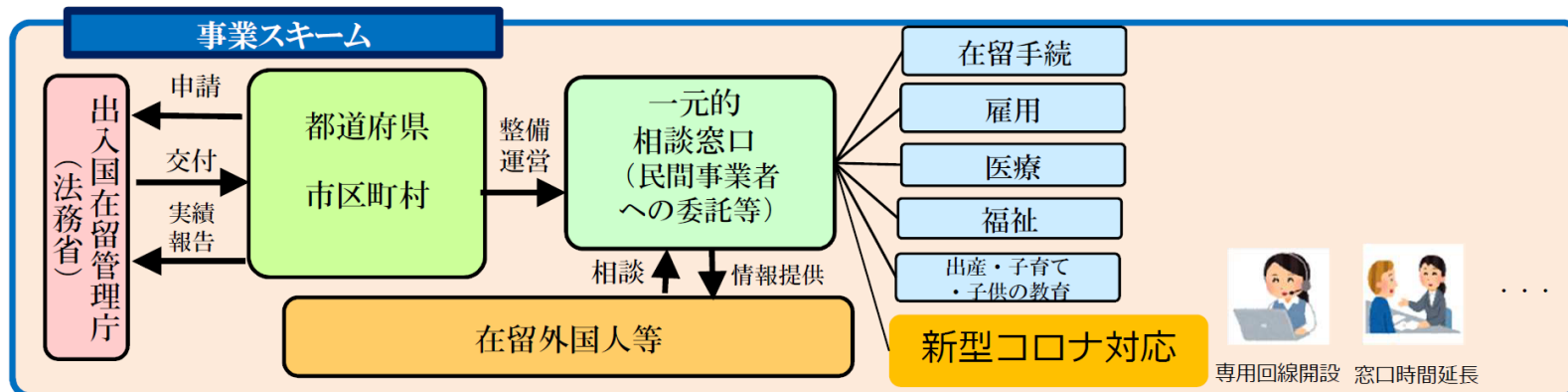
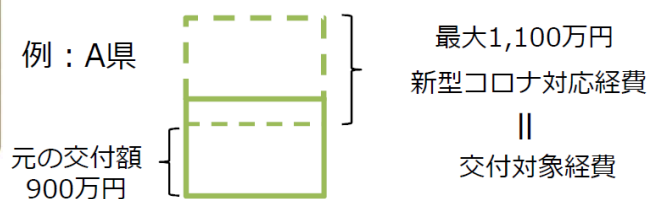
※整備費10/10, 運営費1/2



新型コロナ対応

- 臨時に特別な体制を執った場合に要する経費について
- 令和3年3月末まで

各団体の交付限度額を倍増（運営費）



1,075百万円

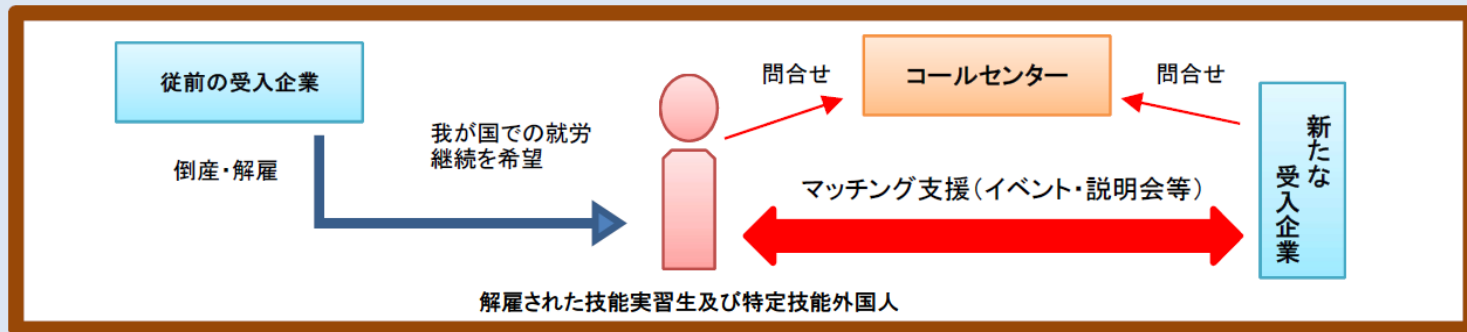
新型コロナウイルス感染拡大により困難を抱える外国人材の受入れ支援体制強化

目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等された技能実習生及び特定技能外国人が、我が国で継続的に就労できるよう受入れ支援体制を強化する。

概要

- 外国人材等の相談受付窓口設置や支援、外国人受入環境整備交付金の増額等により、外国人材の雇用等を下支えする。



令和2年度第二次補正予算案 1.4億円

外国人を雇用する事業主に対する雇用維持のための相談支援や、外国人求職者に対する相談支援への対応のため、ハローワークにおける専門相談員等の配置等を通じ体制を強化するほか、外国人労働者に対し雇用等に係る情報を迅速かつ正確に提供するため、多言語での情報発信体制を整備する。

第1次補正

1. 外国人を雇用する事業主に対する相談支援体制

- 外国人雇用状況届出に基づき、事業主に対して、外国人材の適正な雇用管理改善のための指導・援助等を実施。
⇒ **就職支援コーディネーターを増員し、外国人を雇用する事業所に対して、各種助成金の活用等による雇用維持のための相談支援等を積極的に実施。**

2. 外国人求職者に対する相談支援体制

- 専門相談員による職業相談や、外国人求職者の希望や経験等を踏まえた求人情報の提供など、個々の求職者の状況に応じ、きめ細やかに対応。
⇒ **職業相談員を増員し、離職を余儀なくされた外国人求職者等の早期再就職に向けた相談支援等を実施**

3. 多言語相談支援体制・情報発信

- ハローワークの職業相談窓口に通訳員を配置するほか、14か国語に対応した電話通訳サービスや多言語音声翻訳機器の活用により、多言語に対応した相談支援体制を確保。
⇒ **通訳員の増員や多言語音声翻訳機器の追加配付により、多言語相談支援体制を強化。**
- 事業主・労働者向けに各種支援等を記載したリーフレットを多言語（14言語）や「やさしい日本語」に翻訳。HP掲載やSNSによる情報発信等を通じた周知・広報を実施。
⇒ **引き続き、事業主や労働者と接するあらゆる機会を通じて、多言語による積極的な情報発信を実施。**

多言語相談支援体制・情報発信について更なる強化

- 雇用保険など離職時に必要な手続き等の情報をリーフレット、動画、HP等でわかりやすく周知するなど、**外国人求職者への多言語での情報発信を更に強化。**
- 来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、現在、日本語で対応している**ハローワーク・コールセンター**について、**多言語に対応するため機能を拡充。**

第2次補正

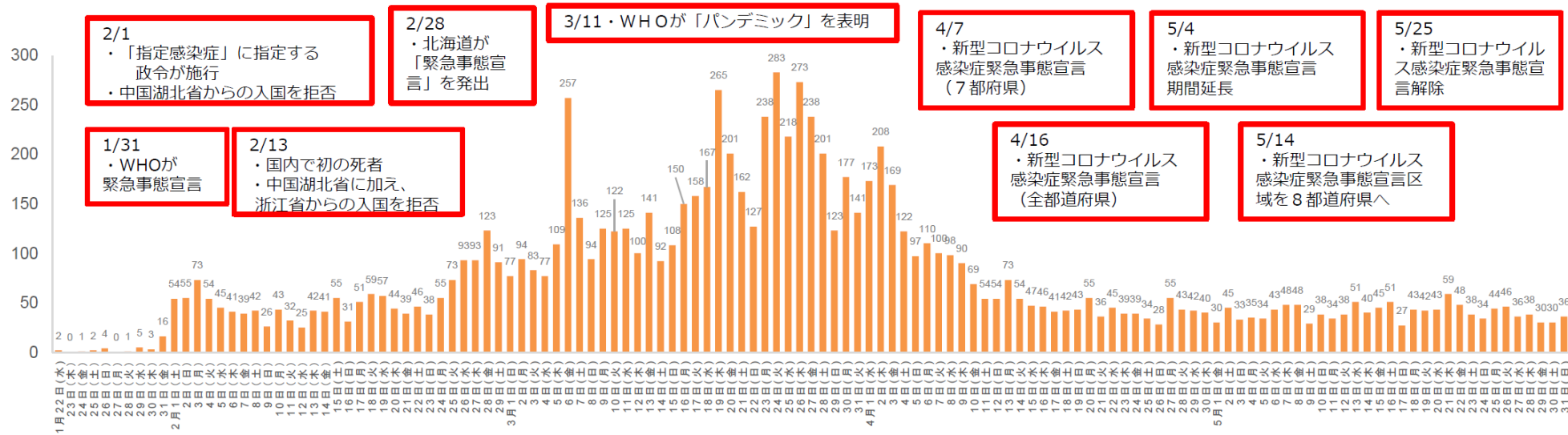
日本政府観光局（JNTO）コールセンターの対応について

- 2018年に発生した北海道胆振東部地震等では、災害時に訪日外国人旅行者が情報を入手できない事態が発生
日本政府観光局（JNTO）のコールセンターの365日24時間対応等の多言語対応能力を強化することで、災害時における訪日外国人旅行者のニーズに応じた情報を提供できる体制を構築
- 365日24時間、英語、中国語、韓国語で訪日外国人旅行者に対し、状況を丁寧に聞き取り、入国に関する問合せや国内の感染状況など、新型コロナウイルスに関する問合せに対応
- 5/31（日）までにコロナウイルス関連累計で約1万件の相談に対応

問合せ内容の傾向

- ・ 1月は外国語対応可能な病院の紹介希望、対応・予防法についての相談が主
- ・ 2月1日（中国一部地域の滞在歴・パスポート保持者の入国制限措置）以降、水際対策の状況（入国可否やビザ延長）や訪日旅行予定者による宿泊キャンセルの可否等の質問が増加
- ・ 3月以降は入国制限の強化が進み、水際対策の状況（入国可否やビザ延長）についての質問が増加

問合せ件数（コロナウイルス関連）



外国人生活支援ポータルサイト（法務省）

（紹介内容）

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について
- 新しいコロナウイルスの病気が収束しない中における災害時の避難について
- 感染症対策へのご協力をお願いします(チラシ掲載)
- 生活支援策のご案内
- 住居確保給付金のご案内
- 特別定額給付金(1人10万円)のご案内
- 緊急小口資金等の特例貸付について
- 上下水道料金支払猶予措置の周知について
- 厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について、Q&Aなど)
- 各機関のホームページのご案内
- 外国人の方向け相談窓口(AMDA)のご案内
- 働いている又は働く予定の外国人の方へのご案内



The screenshot shows the official website of the Ministry of Justice (法務省) with the 'Medical' (医療) section selected. The page features a navigation menu at the top, a breadcrumb trail, and a main heading '医療' with an illustration of a doctor and a patient. Below the heading, there is a sub-section titled '新型コロナウイルス感染症関連情報について' (Information related to COVID-19) with several links to related information, including a link to the Ministry of Health's website for more details on COVID-19 prevention and relief measures.

(URL: http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00052.html)

（紹介内容）

- **新型コロナウイルスについて**
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症について」多言語テンプレート【クレア】
 - ・ 新型コロナウイルス感染症について【厚生労働省】等
- **経済的な支援について**
 - ・ 特別定額給付金(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連)【総務省】
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金でお悩みの皆さまへ【厚生労働省】等
- **在留資格等の手続きについて**
 - ・ 新型コロナウイルス関連情報(外国人支援者向け)【法務省】
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報について【出入国在留管理庁】
- **その他の情報**
 - ・ 新型コロナウイルス多言語情報参考まとめ【NPO法人多文化共生マネージャー全国協議会】等
- **自治体での多言語情報提供事例**

The screenshot shows the CLAIR (CLAIR 一般財団法人自治体国際化協会) portal website. The page title is "新型コロナウイルス関連情報（支援者向け）" (COVID-19 Related Information for Supporters). The date is 2020.06.03. The page includes a table of contents with links to "新型コロナウイルスについて", "経済的な支援について", "在留資格等の手続きについて", "その他の情報", and "自治体での多言語情報提供事例". The main content area is titled "新型コロナウイルスについて" and contains a link to a multilingual template for COVID-19 infection. The text explains that the template provides basic information and infection prevention/containment measures for COVID-19, and that the bottom section contains a Q&A section for each local government. It also mentions that the information is based on the latest data as of May 13, 2020, and provides a link to a Q&A section for COVID-19 infection.

(URL: <http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/info/contents/114514.php>)

都道府県・指定都市等の取組状況（調査結果）

- すべての都道府県、指定都市、中核市及び外国人集住都市会議構成団体（13市町）において、新型コロナウイルス感染症に関して、多言語による「情報提供」と「相談受付」を実施。

新型コロナウイルス感染症に関する 多言語による「情報提供」

（内容の例）

- 自治体や地域国際化協会等によるHPへの
多言語情報の掲載
- SNS・メールマガジン等による周知
- 関係機関・省庁の多言語ページのリンク掲載
 - ・法務省「外国人生活支援ポータルサイト」
 - ・クレア「多文化共生ポータルサイト」
- チラシ作成

新型コロナウイルス感染症に関する 多言語による「相談受付」

（実施方法の例）

- 窓口
 - ・多言語相談員による通訳
 - ・タブレット等による3者通訳
 - ・ポケットク等の自動翻訳機の活用
- 電話等
 - ・3者通訳
 - ・メールやSNSによる相談受付

新型コロナウイルス感染症に係る佐賀県国際交流協会の取組

- 総合相談窓口(さが多文化共生センター)による対面や電話等による相談対応
対面5言語、電話通訳19言語 実績:38件(令和2年6月11日現在)
- 市町の窓口における多言語コールセンター※の活用
※多言語コールセンター:2者通話又は3者通話による通訳サービス。協会が民間に委託。
- 感染者療養施設(借り上げホテル)における入退所説明資料の翻訳、多言語コールセンターサービス及び自動翻訳機の提供
- 特別定額給付金申請書の書き方説明動画作成・DVを受けている方に対する案内作成
- 外国人を応援する外国語によるビデオメッセージ作成
- HP、Facebook、LINEによる各種情報提供

新型コロナウイルス感染症対応に関し避難所において留意すべき事項

「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（抜粋）

（令和2年4月7日 内閣府・消防庁・厚生労働省通知）

（可能な限り多くの避難所の開設）

- ・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

（親戚や友人の家等への避難の検討）

- ・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。

（中略）

（避難者の健康状態の確認）

- ・避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。
- ・また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。

（手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底）

- ・避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

（中略）

（発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保）

- ・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
- ・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
- ・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- ・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

（避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合）

- ・新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

（以下略）